# 昭和五年勅令第三十六号（高等師範学校専攻科卒業者ノ称号ニ関スル件） （昭和五年勅令第三十六号）

昭和五年三月三十一日以前ニ於テ東京高等師範学校ノ専攻科又ハ広島高等師範学校ノ徳育専攻科ヲ卒業シタル者ハ文学士ト称スルコトヲ得